

議案第 70 号

市川市大畑恣教育基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部  
改正について

市川市大畑恣教育基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定める。

平成 23 年 2 月 14 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市大畑恣教育基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部  
を改正する条例

市川市大畑恣教育基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成元年条例第  
7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、生徒」を「及び生徒」に改め、「行う」の次に「とともに、市  
川市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教具及び教材の整備事業を行う」  
を加える。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## 理 由

市川市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教具及び教材の充実を図るため、大畑恣教育基金の設置目的を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。